

【保険外併用療養費について】

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金をお支払いいただく仕組みです。

※特別な料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことと言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品に価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別な料金としてお支払いいただきます。

- ・特別な料金は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます
- ・端数処理の関係などで特別の特別な料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価（国が定めた薬の価格）が一番高い後発医薬品との価格差で計算します
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません

[保険外併用療養費制度について | 厚生労働省より](#)

赤丸の“長期収載品”についてが調剤薬局で関係がある項目です

保険外併用療養費制度について

平成18年の法改正により創設
(特定療養費制度から範囲拡大)

○ 保険診療との併用が認められている療養

- ① 評価療養
- ② 患者申出療養
- ③ 選定療養 → 保険導入を前提としないもの

保険外併用療養費の仕組み



※ 保険外併用療養費においては、患者から料金徴収する際の要件(料金の掲示等)を明確に定めている。

○ 評価療養

- ・先進医療
- ・医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- ・薬事承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- ・薬価基準収載医薬品の適応外使用
(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)
- ・保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
(使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)
- ・プログラム医療機器の使用
(薬事の第1段階承認後のもの、チャレンジ申請で再評価を目指すもの)

○ 患者申出療養

○ 選定療養

- ・歯科の金合金等
- ・金属床総義歯
- ・小児う蝕の指導管理
- ・水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ
- ・保険適用期間終了後のプログラム医療機器
- ・間歇スキャン式持続血糖測定器
- ・精子の凍結及び融解
- ・長期収載品

【居宅療養管理指導の重要事項説明書】

[居宅療養重要事項説明書 R7.8～.pdf](#)